

2016年12月21日

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
理事長 池本 誠司様

株式会社ディー・エヌ・エー

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、貴会より頂きました2016年12月8日付「申入書」につきまして、以下の通り、ご回答申し上げます。

貴会は、弊社が「Mobage」（モバゲー）の名称で提供するサービスのお客様向けの規約（モバゲー会員規約）（以下、「本件規約」といいます。）の一部の条項（第4条3項、第7条3項、第10条1項及び同第12条1項乃至4項）が消費者契約法8条に違反するとして、当該各条項の使用停止又は修正することを請求されております。

しかしながら、貴会がご指摘の前記各条項が消費者契約法第8条に違反するものではないことは、前回ご回答したとおりでございます。

なお、念のため申し上げますと、弊社に債務のない事項について、債務不履行による損害賠償責任を負いませんし、弊社に不法行為が成立しない場合には、損害賠償責任を負うものではありません。一方、弊社の故意又は重大な過失による債務不履行及び不法行為については、損害賠償責任を負いますし、弊社の軽過失による債務不履行及び不法行為については、1万円を上限として損害賠償責任を負います。

したがって、弊社といたしましては、貴会のご請求に応じることはできかねますが、ご理解を賜われますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具